

※全体について、向こう3年間程度（令和8年度～令和10年度）を取組期間として設定

項目	今後取り組むべき施策の案	具体的取組の例
1 早期把握・多機関連携について		
(1) 学校等におけるヤングケアラーの適切な把握及び情報連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ ヤングケアラーに気づくことの重要性やヤングケアラーが相談しやすい関係を構築するためのポイント及びヤングケアラー担当部署への共有方法や個人情報の取扱い上の留意点について、学校・教育委員会等の理解を促進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ヤングケアラーへの気づきの重要性や相談しやすい関係構築のポイント、地方公共団体のヤングケアラー支援担当部署への連絡方法や個人情報の取扱い上の留意点について、各地方公共団体のヤングケアラー担当部署、学校・教育委員会等に対して事務連絡等により周知する。 ・ 地方公共団体のヤングケアラー担当部署（各地域におけるヤングケアラーに関する情報を集約する部署）の設置状況について調査・公表を行う。
(2) 医療機関・福祉事業者におけるヤングケアラーの適切な把握及び情報連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ ヤングケアラーに気づくことの重要性やヤングケアラーが相談しやすい関係を構築するためのポイント及びヤングケアラー担当部署への共有方法や個人情報の取扱い上の留意点について、医療・介護・障害・困窮等の各関係機関や事業者における理解を促進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ヤングケアラーへの気づきの重要性や相談しやすい関係構築のポイント、地方公共団体のヤングケアラー支援担当部署への連絡方法や個人情報の取扱い上の留意点について、各地方公共団体や各関係機関等に事務連絡等により周知する。 ・ 地方公共団体のヤングケアラー担当部署（各地域におけるヤングケアラーに関する情報を集約する部署）の設置状況について調査・公表を行う。（再掲）
(3) 児童委員や地域の居場所等の地域や民間におけるヤングケアラーの適切な把握及び情報連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ ヤングケアラーに気づくことの重要性やヤングケアラーが相談しやすい関係を構築するためのポイント及びヤングケアラー担当部署への共有方法や個人情報の取扱い上の留意点について、地域・民間の様々な主体における理解を促進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ヤングケアラーへの気づきの重要性や相談しやすい関係構築のポイント、地方公共団体ヤングケアラー支援担当部署への連絡方法や個人情報の取扱い上の留意点について、各分野で接点のある民間団体等に広く周知を行う。 ・ 各地方公共団体において、ヤングケアラー支援に関する民間団体等を把握する。 ・ 地方公共団体のヤングケアラー担当部署（各地域におけるヤングケアラーに関する情報を集約する部署）の設置状況やその部署の調査・公表を行う。（再掲）
(4) 地方公共団体における実態調査・把握の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 実態調査・把握が全国的に展開されるよう、効果的な実態調査・把握のための情報発信や調査実施に際しての連携を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公共団体による支援につなげるための実態調査について、定期的（少なくとも年一回程度）な実態調査・把握が効果的になされるように促す。 ・ 多言語対応による実施などを含めた実態調査・把握の好事例を収集・展開するなど、効果的な実態把握に資する情報の周知を推進する。 ・ 地方公共団体において実態調査・把握を行う際に必要な関係機関同士の連携や協力を推進する。 ・ 各地方公共団体で取り組まれている実態調査・把握の好事例の収集・展開、外国ルーツの子ども・若者も回答可能な調査票例の作成を検討する。
2 家庭丸ごと支援		
(1) 家庭との信頼関係の構築	<ul style="list-style-type: none"> ○ ヤングケアラー本人や家族が支援の受け入れに消極的であるなどの場合において、本人や家族が潜在的に必要とする支援やサービスが円滑に届けられるよう、本人や家族との関係構築等、家庭全体への働き掛けを推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食事等の配達等、支援のきっかけ作りやハードルを下げることに資する事業を推進する。 ・ 関係分野において、ヤングケアラーや家族が支援を受け入れにくいなどの場合における関係構築や円滑な支援開始、当事者や家族の声等に関する好事例の収集・展開を行う。
(2) 家族間のコミュニケーションの促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 関係機関等において、各種支援やサービスの利用に際して、家族の意向として、子ども・若者の声も把握されるための取組や、家族の中で意向を確認し合うようなコミュニケーションを支える取組を推進する。 ○ 家族がケアに関する相談を行える場につながりやすいよう、ケアを行う家族が利用できる相談機関やサービスの充実を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭の状況に応じ、適切な機関へのつなぎを担うヤングケアラー・コーディネーター等の役割を整理し、家族支援を行う主体の整理を行う。 ・ 障害・介護等の福祉分野における支援の中で、各種プランや個別の計画策定に際し、家族の意向としてヤングケアラーの声も把握するような取組を推進する。 ・ 障害・介護・保健医療において、ケアを行う方が利用できる相談機関やサービスの明確化やヤングケアラー家庭等への周知を行う。
3 支援策の推進		
(1) ケアを必要とする方への社会でのサポートの充実		
ア 各種ヘルパー事業や居場所の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ ケアを必要とする家族のウェルビーイングの実現はもちろん、家族が担うケアの負担を減らす観点からも、各種ヘルパー事業や、居場所を含めたケアを必要とする方への社会でのサポートの充実を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各地域における、障害・介護等の福祉分野において、ケアを必要とする方への支援やサービス等のニーズの把握、それに応じたサービス量等の確保等が行われるための取組を引き続き実施する。 ・ 障害・介護等の福祉分野において、個々の方へのサービス量の見直しについて、家族の状況変化も考慮されるような取組を推進する。
イ 福祉サービス等の利用の円滑化	<ul style="list-style-type: none"> ○ ケアを必要とする家族が利用する支援について、ケア対象者やその家族にとっての負担軽減の観点から、制度間の移行の円滑化を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ケアを必要とする家族が18歳となった場合等の支援制度の移行の場面において、ケアを必要とする家族本人にとっての円滑な移行はもちろん、家族が担うケアについて急激な変化を緩和するといった観点からも、移行場面における課題や方策の検討を行う。
ウ 外国ルーツ家庭への適応支援、関係機関における外国語対応の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各関係機関において、外国ルーツの家庭が必要とする、日常生活上必要な情報や子の進路・進学等に係る情報を容易に得ることができるようになるための支援や、多言語発信、翻訳対応等の取組を促進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種予算事業等の活用による各関係機関における翻訳対応等について、具体的な活用方策等を検討した上で各地方公共団体に周知を行う。 ・ 文部科学省作成「外国人児童生徒受け入れの手引」等に基づく対応について各教育委員会等に周知を行う。

(2) 情報や資源の充実		
ア ヤングケアラー自身に対する情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ ヤングケアラーによる自己理解を促進するとともに、利用可能な支援等に関する情報へのアクセスしやすさを向上させる。 ○ ヤングケアラーがケアしている家族の病状や障害特性、支援制度等について理解できるように、個別の説明の機会の提供を推進するほか、そうした機会の存在に関することも含めて一般的な情報提供を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ヤングケアラーに生じやすい悩みや困難について、ヤングケアラーが活用可能な資源や利用可能な支援等に関し、国から当事者に向けた情報提供を強化する。 ・ 各分野において、ケアを必要とする患者等の病状や障害特性等について家族であるこども・若者が理解することの意義や重要性、説明内容や説明に際しての留意点について整理し、周知する。
イ ヤングケアラーに対する相談支援・心理支援・居場所の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ ヤングケアラー支援施策としての相談支援・心理支援・居場所の充実のほか、例えばきょうだい児／精神疾患の家族を持つ／介護を行う等、ケアの内容や家庭の状況等ごとの語りの場や居場所へのニーズがあることを踏まえ、福祉・介護・保健・医療等関連分野の資源がヤングケアラー・元ヤングケアラーにも利用されやすい運用を促進する。 ○ 関係機関の相談窓口や行政手続窓口において、こども・若者が相談者である場合には、必要に応じてヤングケアラー支援担当部署とも連携を図ったうえで、相談による負担軽減を促進する。 ○ ヤングケアラー・元ヤングケアラーが、さらに、自身のメンタルケアやヘルスケアに関する知識を得られたり、心理支援を受けられたりしやすい機会の確保を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉、介護、保健・医療等における家族支援について、地域の社会資源情報を取りまとめてヤングケアラーに周知する。 ・ 地方公共団体によるヤングケアラーのピアサポート等相談支援体制の構築について、既存の社会資源を有効活用する観点から、委託に限らない実施方法の多様化を促進する。 ・ 各地の支援機関等において、ヤングケアラーにとって利用しやすい運用がなされるよう、対応方法等について関係機関に通知を行う。 ・ 保健センター、保健所等における精神保健相談について、既存の枠組の活用により、こども・若者年代もさらに利用しやすいような方策を検討する。
ウ 学習支援や体験支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各分野の社会資源がヤングケアラーへの学習支援や体験支援として活用されやすいよう、資源情報を取りまとめて発信するとともに、ヤングケアラーにも利用されやすいような運用上の配慮を促進する。 ○ 民間企業等の参画も促しながら体験機会の充実を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉、介護、保健・医療、教育・就労分野等の学習支援や体験支援に資する事業や制度、民間企業等による取組等を取りまとめて周知を行う。
(3) 若者世代への支援		
ア 若者世代のヤングケアラーの状況やその支援実態の把握	<ul style="list-style-type: none"> ○ 18歳以上のヤングケアラーについて、その実態、各地域における支援の現状等を把握し、それに基づき、若者世代の支援ニーズに応じた必要な施策を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 18歳以上のヤングケアラーの現状を把握、分析する。
イ 18歳以上のヤングケアラーも含めた運用の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○ 既存のヤングケアラー関連の各種支援について、18歳以上の若者の取扱いの整理を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 18歳以上のヤングケアラーへの窓口となる地方公共団体のヤングケアラー担当部署の設定状況やその部署の調査・公表を行う。
ウ 進学や就学継続に当たっての支援の充実・連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 進学や就学継続に関する悩みの解消や必要な支援（奨学金等の経済的支援を含む）に関する情報提供を行えるよう、相談体制の充実を図る。 ○ 進学等をきっかけとして支援が途切れることがないよう、学校・教育委員会等と子ども・若者総合相談センター・ヤングケアラー担当部署との連携を深める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校における相談体制について引き続き充実を図る。 ・ 子ども・若者総合相談センター等との連携を強化するため、効果的な連携方法等について整理を行い、各地方公共団体のヤングケアラー担当部署、学校・教育委員会等に対して事務連絡等を発出する。
エ 柔軟な就労の確保や就職・就労に関する支援強化	<ul style="list-style-type: none"> ○ ヤングケアラーに対する個別の状況に応じた就労支援を促進するとともに、ヤングケアラー支援担当部署や若者支援担当部署と就労支援機関との連携を強化する。 ○ 民間企業や社会福祉法人等による、柔軟かつ体験的な就労の機会の提供を促進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ハローワークや地域若者サポートステーションにおけるヤングケアラーへの対応が充実するよう、当該機関に対してヤングケアラー支援事例の周知を行う。
4 社会的認知度向上・理解の促進		
(1) 広く国民に対する啓発・理解の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ ヤングケアラーやケアを必要とする家族に関する情報について、児童・生徒・学生等を対象とした啓発、理解の推進に資する取組を行う。 ○ ヤングケアラーやケアを必要とする家族に関する情報について、各分野において、広く広報物の配布等による国民向けの啓発、理解の推進に資する取組を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国・地方公共団体の関連分野において、業務上関わることのこども・若者、その家族等、広く一般にヤングケアラーやケアを必要とする方に関する周知広報や理解の促進に資する情報展開を行う。
(2) 福祉や教育分野等関係者の理解促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各分野における職員向け研修等の機会においてヤングケアラー支援を取り扱うことを検討するほか、各地方公共団体のヤングケアラー担当部署等が開催する研修について参加促進策の検討を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係各分野における研修においてヤングケアラーに関する内容をカリキュラムに含めることの検討や、内容として取り上げることを推進する。 ・ 各地方公共団体のヤングケアラー担当部署等が開催するヤングケアラー支援に係る研修への参加の促進策を検討する。
(3) ヤングケアラー関連施策に関する意見聴取の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ ケアから離れた若者等も含め、多様な状況のヤングケアラー等の意見を聴き、ヤングケアラーに関する理解の向上や施策への反映を促進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ヤングケアラーや元ヤングケアラーの意見聴取の機会を持つ。